平成３０年（フ）第８４号
三重県鈴鹿市住吉１丁目６番11号　森アパート西
債務者　坂元　真子（旧姓北村・中川）
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２１４号
神戸市須磨区離宮前町２丁目７番９号
債務者　鶴田　芳夫
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３０１号
大阪府富田林市南大伴町１丁目２番44号
債務者　相原　桃子
１　決定年月日時　平成30年５月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
鳥取県倉吉市新町３丁目2338番地
債務者　徳田　禎子
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第１４９号
岡山市北区東花尻53番地１　リトルハイム花尻58号館　221号室、旧住所岡山市南区箕島3568番地４
債務者　吉田　　忠
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７４号
愛媛県伊予郡砥部町高尾田994番地１　天王ハイツ111号
債務者　兵頭　謙治
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第８０号
愛媛県松山市市坪北２丁目16番２号　市坪西団地２棟45号
債務者　武井　　綾
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１０９号
宮崎市和知川原３丁目21番地　セゾン88一202号
債務者　松尾　裕子
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１０７６号
愛知県弥富市芝井７丁目31番地
債務者　細川　精人
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２９号
金沢市広岡３丁目１番23号　西川ハイツ402号
債務者　末武　英樹
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
金沢市大友２丁目81番地　みらいⅢ106号、従前の住所金沢市大額３丁目302番地（従前々の住所）金沢市八日市１丁目145番地
債務者　野口　彩菜（旧姓大島）
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５３号
福井市日之出５丁目２番６号　Ｋコーポ日之出201
債務者　枚本　俊治
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６０号
福井県鯖江市上河内町第25号３番地１
債務者　土田　　浩
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６１号
福井市若杉２丁目1510番地　ウィングコートＢ103号室
債務者　大森ビリジョこと　ＯＭＯＲＩ　ＢＩ　ＬＬＹ　ＪＯＥ　ＧＡＲＢＯ
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第６２号
福井市大宮２丁目28番25号　ヴィラージュ大宮502
債務者　西野　広子
１　決定年月日時　平成30年５月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５４号
長野県松本市大字里山辺1088番地３
債務者　小澤　杏奈（旧姓山﨑）
１　決定年月日時　平成30年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成３０年（フ）第４４４号
名古屋市中川区露橋２丁目15番53号　イトーピア八島マンションＡ棟602号
債務者　居酒屋丸源こと　古田　勇作
１　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部